

【史料紹介】

宮津城下獵師町「石井家漁業関係史料」

京都府文化財保護課 稲穂将士

1. 調査の経緯と宮津城下町石井家について

本稿は、近世宮津城下の獵師町（現宮津市字漁師）で町名主などを務めた石井家に伝來した古文書のうち、漁業関係史料（以下「石井家漁業関係史料」）について紹介するものである。

筆者が丹後郷土資料館在職中の2023年6月、石井家の現在の当主である石井幸孝氏からの依頼で同家の土蔵を拝見し、享保期から近代にいたる複数の古文書を確認した。

同家の古文書の大部分については、『宮津市史』の編さんが行っていた平成17年（2005）に、幸孝氏の叔母である石井千代氏が宮津市に寄贈しており、『宮津市史』史料編第3巻および第5巻で紹介されている。本稿で紹介する文書は、宮津市寄贈分から漏れて同家に残されていた文書のうち、漁業に関する文書である。

宮津城下町の西側に位置し、北側は海に面している獵師町は、漁師が集住する町で、近世においては大網や延縄、イナダ漬などの様々な漁をおこなっていた。石井家はこの獵師町および鍛冶町の町名主を勤めた家で、代々与治右衛門を名乗り、元禄年間に始まったと伝わる酒造業を主な生業とした。⁽⁶⁾ 与謝郡蒲入村（現伊根町）の漁師達が冬季の休漁期に杜氏として出稼ぎにきていたようである。しかし、明治10年代に漁船が改良され、冬季にも漁ができるようになると、蒲入村漁師が出稼ぎに来なくなったため、酒造を廃業したと伝わっている。以降、石井家の当主は宮津町役場等に勤めるようになったとのことである。

石井家が漁業をおこなっていた痕跡は見られないが、獵師町の町名主を務めていたため、近世以来獵師町漁師達の指導者の位置づけであったようである。石井家10代目与治右衛門（鶴之助）は、宮津町長や郡会議員などを歴任した人物で、明治36年（1903）に設立した「宮津町外三大字漁業組合」⁽⁸⁾ の組合長を務めていた時期もあり（文書番号27-2。以下、文書番号は末尾に掲載した目録に

よる。）、近世から近代前半を通して、宮津城下およびその周辺の漁師達と深い関係にあったといえる。

2. 「石井家漁業関係史料」の概要

「石井家漁業関係史料」は封筒に一括された31点の文書群で、安永5年（1776）から大正2年（1913）までの文書を含む。この文書群を一括する封筒上書の墨書から、明治36年（1903）6月にまとめられたものと考えられる。

大正2年の栗田村島陰（現宮津市島陰）沖で発生した鱈漁をめぐる一件（文書番号27-1、27-2）は、他の文書と関連するものとして後から追加されたものであろう。この大正2年的一件がそうであるように、ほとんどが周辺漁村（地図）との漁場争論に関するものである。

争論相手先別に点数を示すと、伊根浦13点、江尻村5点、田井村4点、里波見村2点、島陰村2点で、日置浜村、矢原村、中津村がそれぞれ1点ずつとなっている。点数の多い村は古くから漁業を主な生業とする村であるが、点数が少ない村は近世中期以降に新たに漁業に参入してきた村がほとんどである。

本文書群のうち、最も年紀の古い安永5年7月「[宮津湾漁場絵図(写)]（船数相減に付）」（文書番号29）は、若狭湾の内、毛島（現舞鶴市田井）から新井崎（現伊根町）までの範囲を描いたもので、宮津湾内の漁場について、墨や朱で注記を加えている。中央に「御朱引之通、船数つけ相減申候」と墨書し、その下に獵師町獵網音頭7名、獵師惣代2名、杉末町組頭1名、獵師町組頭5名、名主村田兵左衛門の名前が記される。本文書群の中には関連史料は見いだせないが、岩崎英精『京都府漁業の歴史』で以下の史料が紹介されている。

一一なだ漬の儀、凡四拾年程以前より黒崎より内海ニ宮津よりつけ入、江尻よりも近年つけ入、段々舟数相増候哉、黒崎より外海へつけ入候而諸獵之障ニ相成申候、然ル処当年は別而下モヘ下り、鰯網場所之近所迄入候而、はえなわも相成不申、難儀千万ニ奉存候、一中



図1 宮津城下獵師町とその周辺
国土地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) に加筆

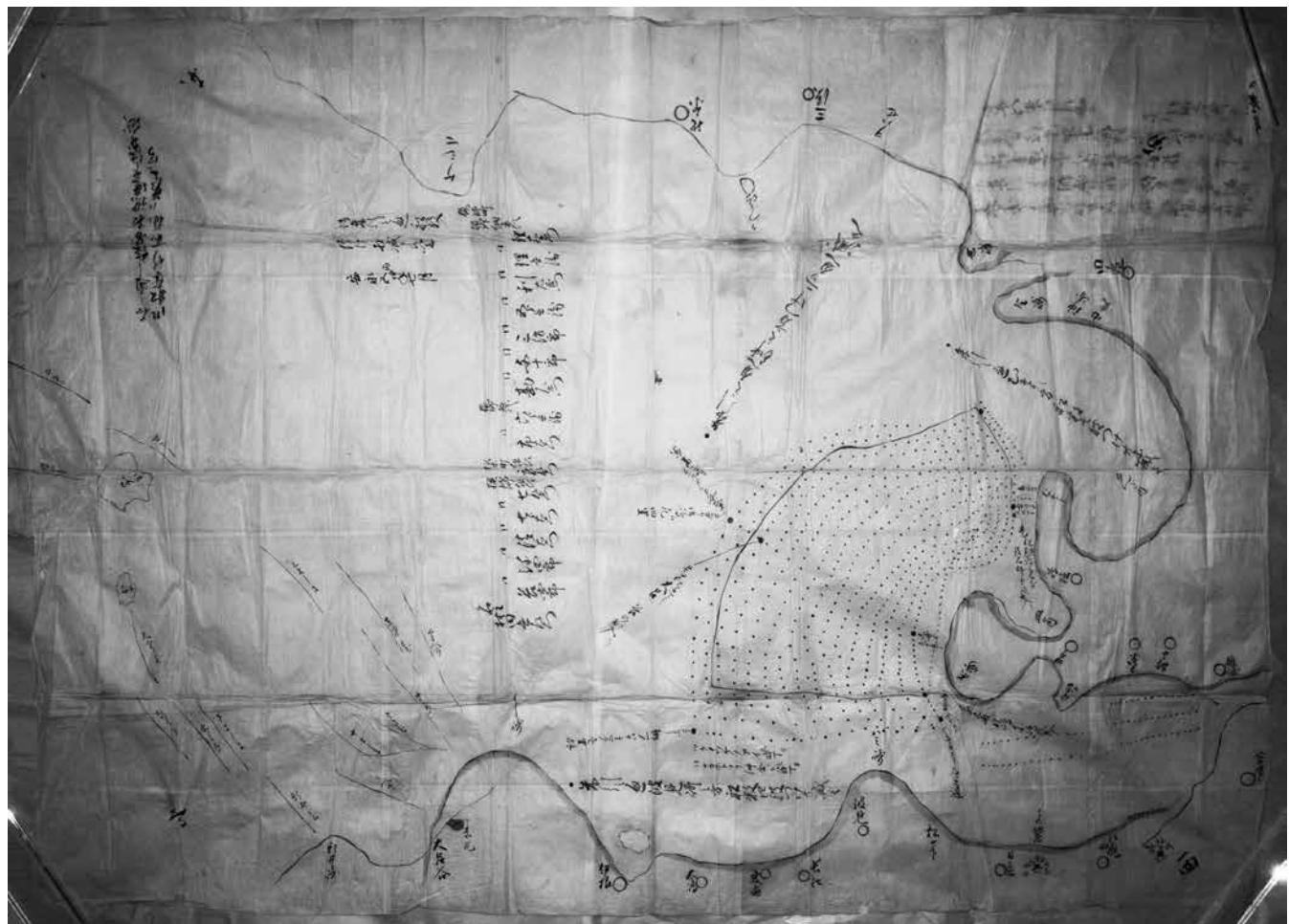


写真1 「[宮津湾漁場絵図 (写)] (船数相減に付)」(文書番号 29)
画面左方が北。

略—いなたと申魚ハ鯛之子ニ而御座候処、近年いなた釣取候こと言語ニ絶夥敷義ニ御座候得ハ、鯛之種を絶し申様罷成、段々鯛子獵ニも相成候ハハ、御大切成御献上御運上の障ニも相成、—中略—右いなたつけ古来よりい仕来候義ニも無之、新規之義ニ御座候得ハ、黒崎より内ハ格別、黒崎より外ヘハ壹房も入させ候義、難相成奉存候間—以下略
(原文そのまま引用、読点のみ筆者)

この史料は、安永5年に伊根浦3ヶ村(亀島・平田・日出村。いずれも現伊根町)が獵師町および江尻村(現宮津市江尻)に対し、栗田半島の先端の黒崎より外海でのイナダ漬漁を差し止めるように宮津藩に訴え出た訴状である。この史料によると、約40年前に獵師町漁師によるイナダ漬漁が黒崎より内側の宮津湾内ではじめられた。近年は江尻村もイナダ漬漁に参入しはじめた上、黒崎よ

り外側でも操業しはじめた。イナダは鯛の幼魚なので、伊根浦から宮津藩への鯛献上・運上の障りにもなるとのことである。

岩崎が引用するこの史料からは本争論の結末が含まれていない。一方、安永9年(1780)6月「[江尻村・獵師町漁場争論一件]」(文書番号20)に「去ル四年以前酉年、沖合廿弐丁いなだ漬 御免被遊」とある。さらに先述の漁場絵図では、黒崎から少し離れた場所に朱線をひき、「御朱引之通、船数つけ相減申候」と墨書きがある。これらのことから、獵師町は船数の制限をされつつも、黒崎より沖合22丁のイナダ漬漁が許されたと考えられる。

岩崎が紹介したこの争論は、これまで獵師町漁師の特権を否定する文脈で紹介されてきたが、獵師町漁師の主張が一定認められていたことは注目される。

「[漁場免許状]」(文書番号28)は、細川藤孝が

宮津城下の漁師中に宛てた、領内浪打際3間での漁業免許状で、天正6年(1578)の年紀がある。細川藤孝は天正6年段階では丹後に来ておらず、また紙質や字体が明治以降の風合いであることから、近代に創作された文書であると考えられる。近世初頭に丹後国の領主であった細川氏によって、領内浪打際3間の漁場を免許されたという由緒は、田辺城下町(現舞鶴市)の漁師たちにも見られるが、宮津も田辺もそれを裏付ける1次史料は確認されていない。⁽¹¹⁾この史料は、近代になってもなお周辺村落との間で頻発する漁場争論を有利に進めるべく、近世初期から続く自分たちの由緒を示すために創作されたのであろう。

3. 特徴的な史料の紹介

本史料群の中から、特徴的な史料を3点紹介する。翻刻は末尾に付したので適宜参照されたい。

【史料1】は先にも紹介したが、安永9年6月に江尻村の「四ツ張網」⁽¹³⁾の差し止めを求めて、漁師町漁師たちが宮津藩に訴え出た願書で、概要は以下の通りである。

同年4月27日の夜に漁師町漁師たちが黒崎沖で鰯釣漁をおこなっていたところ、江尻村漁師たちの妨害にあい、船5艘が破損し、漁具などが打ち捨てられた。この江尻村の漁師たちの「四ツ張網」は「古來右無御座網」で、自分たちの漁の妨げになっているので、差し止めを求めるということである。

この史料からは、鰯釣漁だけでなく、安永5年に藩より許されたイナダ漬漁も江尻村の妨害を受けて停止していたことも窺える。近世初頭より活動していた先発漁師が、後発漁師の参入によって漁業権を後退させるという現象は全国的な動向であることが指摘されているが、⁽¹⁴⁾本史料から、18世紀末の段階で、宮津城下とその周辺でも同様の現象は発生していたことがわかる。

【史料2】は、冒頭に「去寅年以来田井村地先皿ヶ渕と申漁場ニ而先網引之義ニ付、積年争論有之」とあるように、天保13年(1842)から継続している争論への裁許を受けて、宮津藩に提出された請状の案文である。この争論については、これ

までの研究でも、漁師町漁師の特権漁業の衰退、広域漁業権制限を示す事例として取り扱われてきたが、史料の引用元が不明であった。本史料はこれまで紹介されていた史料と若干の異同はあるもののほぼ同文である。

なお、本史料は、請書の差出である城下町漁師達の役職と名前がみえるのも注目される。差出人の名前の上に朱書で屋号などが記されているが、「本紙ニハ赤文ハ不書、為後日記置」とあるように、藩に提出した正文には記されなかったものである。差出部分を見てみると、城下町漁師の中から「網持惣代」3名、「漁師惣代」2名、「網音頭」7名が選ばれていたことがわかる。網音頭については、文政8年(1825)3月「乍恐奉願上候口上之覚(矢原村式人網漁指留に付)」(文書番号21)に「御殿様(筆者註:細川忠興)七かわ之網音頭と頭分之者共七人江被為遊仰付」とあるように、近世初期から続くという由緒がある役職である。漁師町漁師集団の構造については不明な点も多いが、本史料はその理解の助けとなる素材であろう。

【史料3】は安政6年(1859)9月に皆原村(現宮津市)から宮津藩に提出された願書で、皆原村が支配する須津峠登り口の二軒茶屋の前浜(現宮津市杉末)に波除築造を願い出るものである。本史料群の中で、この史料だけが漁場争論と直接関係しないものの、城下町近在村落の土地が散在していることを示す史料として注目される。

宮津城下町漁師たちや周辺村落の様子についてはまだ未解明な点も多いが、本史料群が活用されることにより、研究が進むことを期待したい。

【謝辞】

調査にあたっては、石井幸孝氏に貴重な史料を拝見させていただいた。また、宮津市教育委員会の河森一浩氏・鶴岡衛大氏、丹後郷土資料館の杉田真菜氏にご協力いただいた。記して感謝申し上げる。

【注】

- (1)宮津市史編さん委員会編(1999)『宮津市史』史料編第3巻、宮津市役所、史料番号27・28号文書。

- (2) 宮津市史編さん委員会編(2005)『宮津市史』絵図編、宮津市役所、史料番号53。
- (3) 今回紹介する漁業関係史料以外には、近代以降の家に関する文書などが確認できた。なお、石井家に残置されていた史料群は、現在一括して宮津市歴史資料館に寄託されている。
- (4) 明治41年(1908)段階で「宮津町字漁師ニ於ケル漁業者之数ハ戸主及家族ヲ合シ二百四十名余ニシテ、其他ノ職業ニ從事スルモノ漸ク百名ニ過キス」(農商務省水産局(1909)『漁業組合範例』、9頁)とされており、旧漁師町在住者の5分の4は漁業に從事していた。
- (5) イナダ漬漁とは、イナダ(鰯の幼魚)を対象とする漁法で、魚類が流れ藻、流木、改訂に沈んだ木の枝等に集まる習性を利用し、これらの代用となるものを人口的に海中に敷設して漁をおこなう(京都府教育委員会・京都府立丹後郷土資料館編(1994)『丹後漁業関係古文書目録』、京都府教育委員会、526頁)。
- (6) 石井幸孝氏作成資料による。以降、石井家の事柄については、断りのない限り本資料による。なお、本資料は宮津市立図書館にて閲覧可能である。
- (7) 橋南散史編(1917)『丹後人名銘鑑』上、丹後人名銘鑑編輯事務所、3-4頁。
- (8) 大蔵省印刷局編(1912)『官報』1912年05月08日、日本マイクロ写真(国立国会図書館デジタルコレクション)<https://dl.ndl.go.jp/pid/2952020>(2025年5月27日最終閲覧))。なお、「宮津町外三大字」とは「京都府与謝郡城東村ノ内字獅子崎、同字波路、同府同郡宮津町、同府同郡吉津村ノ内文珠」の区域である。
- (9) 岩崎英精(1954)『京都府漁業の歴史』、京都府漁業協同組合連合会、99頁。なお、引用元が明示されていないため、本史料の原典は不明である。
- (10) 宮津市史編さん委員会編(2002)『宮津市史』通史編上巻、795頁。
- (11) 舞鶴市史編さん委員会編(1993)『舞鶴市史』通史編上、舞鶴市、989頁。
- (12) 酒造業や廻船業などを営み、宮津城下町の町名主を務めた三上家にも同じような文書が残されている(「三上家文書」第3箱A-III-316)。元禄年間(1688-1704)に城下の僧頼元が著した『宮津旧記』にも城下町漁師が「波打際三間御領内勝手次第多立働き御免之御書頂戴」したという記述があり、近世中頃に成立した2次史料では、領内波打際3間の漁業免許が確認できる(東幸代(1999)「19世紀丹後宮津藩の漁政と漁場利用関係」(『史林』82-6)、69-74頁)。
- (13) 「四ツ張網」とは、篝を焚いて魚をあつめる漁法の一種(岩崎前掲書、92頁)。
- (14) 二野瓶徳夫「近代漁業技術の生成」(永原慶二ほか編(1985)『講座・日本技術の社会史』第2巻塩業・漁業、日本評論社)、277-279頁、東(1999)67頁。
- (15) 岩崎(1954)170-171頁。東(1999)78-82頁。東論文では岩崎書から史料を引用している。
- (16) この点はについては、『宮津市史』で指摘されている(宮津市史編さん委員会編(2005)『宮津市史』絵図編(解説)、123-125頁)。

石井家漁業関係史料目録

【凡例】

- 表記は原則として常用漢字を用いた。割書は〈 〉で括り、改行は「／」で表した。
- 年月日は原則として作成年代を探り、記述がない場合は「—」で表した。ただし、年月日が内容などから推定できるものは()で記した。
- 表題は原則として原題を探り、原題のみで内容がわからないものは()で内容を補った。また、原題のないものは適宜文書名を付け〔 〕で記した。
- 作成者は文書の表記通りに記し、印がある場合は(印)と表記した。また、多数に及ぶ場合は「他」と省略した。
- 宛先は文書の表記通りに記し、殿・様などの敬称もそのまま記した。
- 形状は古文書学の形状分類により適宜付した。

番号	和暦	月	日	西暦	資料名	作成者	宛先	形状	頁数	備考
1	弘化 2	5	—	1845	乍恐歎願奉申上口上覚（田井村・獵師町漁師間の血ヶ内漁場争論に付）	網音頭勘治、同佐助他5名、惣代弥四郎、同七三郎、網親久七郎、同善助他18名、組頭治兵衛、同仁三郎他2名	名主山本忠右衛門殿	豎帳	1	表紙上書「上」。
2	安政 4	3	—	1857	奉差上済口証文之事（伊根浦5ヶ所の漁場に付）	訴訟方獵師町網音頭久兵衛（印）、茂左衛門（印）他4名、同町組頭伊右衛門（印）他2名、杉末町組頭利右衛門（印）、相手亀嶋村漁師惣代瀬十郎（印）、平田村同断利七（印）、日出村同断久右衛門（印）、亀嶋村庄屋吉兵衛（印）、平田村庄屋宇左衛門（印）、日出村庄屋清三郎（印）	御三役所	統紙	1	伊根浦の内、日出浜、平田浜、大浦浜、黒内浜、かるび浜漁場の取扱について取り決める。
3	—	—	—	—	乍恐以書附御訴訟奉申上候（伊根浦間外捕鯨に付）	亀嶋村百姓代瀬十郎、同村組頭善吾、同断十助、同村庄屋新助	郡御役所	切統紙	1	伊根浦漁師による間外捕鯨を獵師町漁師が妨害のため訴訟。
4	安政 6	9	—	1859	乍恐奉願上口上覚（皆原村支配須津岬上り口二軒茶屋前浜に波除築出願）	皆原村百姓代七（印）、同村組頭忠治（印）、同村庄屋三宅金吾（印）	高坂吉兵衛様、松井良右衛門様	統紙	1	端裏書「須津岬上り口二軒茶屋前浜手波除願 皆原村 〈御山方〉役人共」。
5-1	明治 31	9	18	1898	証書壱札（江尻東組の者釣約に付）	与謝郡府中村字江尻東組本人式名、同郡同村字同組長椋平藤威（印）	同郡宮津町字漁師漁師総代御中	豎紙	1	5-1, 2封筒一括。封筒上書「宮津町字漁師／漁師惣代御中。封筒裏書「与謝郡府中村字江尻／九月十八日 漁師惣代」。
5-2	—	—	—	—	〔書状〕（妨害者を処分に付）	与謝郡府中村字江尻漁師惣代	宮津町字漁師漁師惣代御中	切統紙	1	5-1, 2封筒一括。
6	—	9	18	—	〔書状〕（拙村及び貴町休漁中の栗田村漁業に付）	江尻漁師惣代	宮津町字漁師漁師惣代御中	切紙	1	
7	安政 3	5	—	1856	〔願書案文〕（伊根浦の者冲合捕鯨に付）	獵師町惣代網音頭兼帶八右衛門、同茂左衛門、久兵衛他3名、同町組頭伊右衛門、治兵衛他2名	名主垣田清右衛門殿	統紙	1	前欠カ。
8	安政 4	3	—	1857	奉差上済口証文之事（伊根浦5ヶ所の漁場に付）	亀嶋村漁師惣代瀬十郎（印）、平田村同断新六（印）、日出村同断久右衛門（印）、亀嶋村庄屋吉兵衛（印）、平田村庄屋宇左衛門（印）、日出村庄屋清三郎（印）	獵師町網音頭久兵衛殿、茂左衛門殿、庄七殿他3名、同町組頭伊右衛門殿、同治兵衛殿、同清三郎殿、杉末町組頭利右衛門殿	統紙	1	端裏書「安政四〈丁巳〉年三月」。本文はNo.2と同内容。
9	安政 4	3	—	1857	奉差上済口証文之事（伊根浦5ヶ所の漁場に付）	訴訟方獵師町網音頭久兵衛（印）、同茂左衛門（印）他4名、獵師町組頭伊右衛門（印）他2名、杉末町組頭利右衛門（印）、相手方亀嶋村漁師惣代瀬十郎、平田村同断新六、日出村同断久右衛門、亀嶋村庄屋吉兵衛、平田村庄屋宇左衛門、日出村庄屋清三郎	名主垣田清右衛門殿	統紙	1	
10	弘化 2	11	—	1845	奉指上御受書（田井村地先皿ヶ渕における先網争論に付）	獵師町網持惣代善兵衛他2名、同町漁師惣代七三郎、同町網音頭佐助、同勘次、同利右衛門他3名、同町組頭甚三郎他3名	町御役所様	統紙	1	端裏書「弘化二年田井」。名主山本忠右衛門の奥書あり。差出人箇所に朱書きで各人の屋号などの注記あり。
11	安政 4	3	—	1857	奉差上済口証文之事（伊根浦5ヶ所の漁場に付）	訴訟方獵師町網音頭久兵衛（印）、同茂左衛門（印）他4名、獵師町組頭伊右衛門（印）他2名、杉末町組頭利右衛門（印）、相手方亀嶋村漁師惣代瀬十郎、平田村同断新六、日出村同断久右衛門、亀嶋村庄屋吉兵衛、平田村庄屋宇左衛門、日出村庄屋清三郎	御三役所	統紙	1	本文はNo.2と同内容。

番号	和暦	月	日	西暦	資料名	作成者	宛先	形状	員数	備考
12	寛政 6	11	23	1794	〔裁許請状〕（江尻村・獵師町漁場に付）	獵師町組頭善五郎（印）、同断 徳右衛門（印）、同断与治右衛 門（印）、同断利右衛門 (印)、同町網音頭久兵衛 (印)、同断利兵衛（印）、同 断次郎兵衛（印）他4名、獵師 町惣代小平治（印）、同断左七 (印)	御船奉行所様	統紙	1	端裏書「寛政六寅年御裁許書」。名主 村田八郎兵衛の奥書あり。
13	嘉永 7	8	-	1854	指上申一札之事（日置浜村漁師四ツ網に付）	獵師町漁師惣代八右衛門 (印)、茂左衛門（印）、同網 音頭善兵衛（印）、同組頭基三 郎（印）他3名、日置浜村漁師 惣代佐喜蔵（印）、善兵衛 (印)、同組頭弥平次（印）他 2名、同庄屋栄助（印）	三御役所	統紙	1	端裏書「嘉永七甲寅年八月 指上申一 札ノ事」。
14	安政 3	6	-	1856	奉差上済口書之事（亀嶋村・獵師町捕鯨爭論 取扱に付）	平田村忠左衛門、日出庄村屋藤 左衛門、河原町俵木屋半次、同 町由良屋半左衛門	月番名主伊藤喜八殿	豎紙	1	
15	-	-	-	-	〔書付〕（藏之尾大露における漁場争論に 付）	勘次、仁左衛門、京屋治郎兵衛	-	切紙	1	
16	嘉永 3	4	-	1850	場取規定之事（皿ヶ瀬網漁に付）	網音頭（印）、惣代（印）	-	統紙	1	
17	文政 8	12	-	1825	〔里波見村二人網御差留願〕	獵師町漁師惣代清五郎（印）、 同仁左衛門（印）他2名、網音 頭作助（印）、同善四郎（印） 他5名、同町組頭治右衛門 (印)、同与次右衛門（印末 梢）他2名	町御役所様	統紙	1	端裏書「二人網御差留願」。前次。名 主山本嘉兵衛の奥書あり。
18	嘉永 3	4	-	1850	場取規定之事（皿ヶ瀬網漁に付）	田井屋喜平治（印）、長木屋金 右衛門（印)、長木屋源兵衛 (印)他18名、惣代魚屋八右衛 門（印)、湊屋紹左衛門 (印)、網音頭波見屋久七郎 (印)、山田屋善助（印）他5 名	-	統紙	1	
19	安永 9	6	-	1780	〔江尻村・獵師町漁場争論一件〕	獵師町網音頭理右衛門（印）、 同甚兵衛（印）、同利右衛門 (印)他4名、杉末町組頭市郎 右衛門、獵師町組頭七左衛門、 同七郎右衛門、同清右衛門他2 名	町御役所様	統紙	1	名主木村理兵衛の奥書あり。「乍恐差 上申口上之覚（黒崎近辺の漁場争論に 付、写）」と「乍恐差申口上之覚 (江尻村獵師病人見舞に付、写)」、 「乍恐奉願上候口上之覚（江尻村獵師 との沖合漁場争論に付）」の3通が継 がれる。奥に「安永九庚子年六月 筆 耕セトヤ与兵衛」とあり。
20	安政 4	3	-	1857	奉指上済口証文之事（大嶋村境より大原村境 までの漁場争論に付）	網音頭久兵衛（印)、茂左衛門 (印)、庄七（印）他3名、組 頭伊右衛門（印)、同治兵衛 (印)他2名	亀嶋村漁師惣代瀬十郎殿、平田 村同断新六殿、日出村同断久右 衛門殿、亀嶋村庄屋善兵衛殿、 平田庄村屋宇左衛門殿、日出村 庄屋清三郎殿	統紙	1	
21	文政 8	3	-	1825	乍恐奉願上候口上之覚（矢原村式人網漁指留 に付）	獵師町漁師共惣代網音頭、漁師 共平惣代、同町組頭	一様	統紙	1	端裏書「文政八ノ扣」。
22	文政 13	10	-	1830	一札之事（沖合での齟齬に付）	栗田中津村百姓代治郎兵衛 (印)、同村組頭喜三治 (印)、同庄村屋助（印）	獵師町組頭治右衛門殿、治兵衛 殿、七兵衛殿、利右衛門殿、漁 師網音頭中	豎紙	1	端裏書「文政十三寅十月 一札ノ 事」。
23	天保 10	5	-	1839	乍恐御請奉申上口上覚（大原村地先海字大露 でのもや網漁に付）	獵師町漁師惣代長三郎（印)、 同弥四郎（印)、同仁左衛門 (印)、同網音頭久五郎 (印)、同佐助（印)、同勘治 (印)他4名	梶川作右衛門様	統紙	1	端裏書「天保十己亥年」。
24	安政 4	2	-	1857	乍恐奉願上口上覚（伊根村々の者共細魚押取 に付）	獵師町網音頭惣代久兵衛、同茂 左衛門、獵師町組頭治兵衛、杉 末町組頭利右衛門	名主垣田清右衛門殿	豎紙	1	
25	享和 1	3	-	1801	乍恐奉指上候口上覚（里波見村百姓新規網に 付）	獵師町網音頭七人連印、同町惣 代武人連印、同町組頭四人連印	-	切統紙	1	
26	安政 4	2	-	1857	乍恐以書附御訴訟奉申上候（伊根村々の者共 細魚押取に付）	獵師町網音頭久兵衛、同茂左衛 門、同庄七他3名、同町組頭伊 右衛門、同治兵衛、同清三郎、 杉末町組頭利右衛門	町御役所様	切統紙	1	垣田清右衛門の奥書あり。
27-1	(大正 2)	-	(1913)	-	島陰地先鱗漁事件記録（森井庄蔵・松井徳蔵 栗田村島影地先において暴行および漁獲物強 奪せらるに付）	-	-	箋紙	1	27-1,2は封筒一括。封筒上書「大正二 年七月十九日（二十日）島陰部落地 先ニ於ケル魚飛被害事件ニ關スル 報告書及照会按其要書類／大正二 年八月十五日示談」。封筒裏書「宮津 町漁師町区」。
27-2	(大正 2)	-	(1913)	-	〔島陰地先飛魚漁被害事件一件綴〕	-	-	箋紙綴	1	森井庄蔵と松井徳蔵の事件報告書、大 正2年7月11日付け石井与治右衛門宛 栗田辰彦書状などを綴じる。
28	天正 6	11	18	1578	〔漁場免許状〕	源藤孝（花押）	漁師共江	統紙	1	戦に協力した褒美として「浪打際3 間・帆影3里勝手次第」とする旨を記 す。近代に作成された偽文書。
29	安永 5	7	-	1776	〔宮津湾漁場絵図（写）〕（船数相減に付）	獵師組音頭理右衛門、同理兵 衛、同利右衛門他4名、獵師惣 代六郎兵衛、同市右衛門、杉末 町組頭市郎右衛門、獵師町組頭 七左衛門、同七郎右衛門、同清 右衛門他2名、名主村田兵左衛 門	-	継紙	1	船奉行へ提出した絵図の写し。名主村 田兵左衛門の裏書有り。

丹後郷土資料館調査だより

史料翻刻

【凡例】

一、適宜読点と並列点を付した。

二、漢字は原則として常用漢字に改めた。助字

の而・江・者・与など、合字のろはそのまま用い、他の変体仮名は現行の仮名に改めた。

三、敬意を示す欠字や平出は原文通りとした。

四、割書は「」で、朱書は『』で括った。

五、端裏書がある場合は「」で括つて表現し、
(端裏書)と傍記した。

【史料1】

〔江尻村・獵師町漁師漁場相論一件〕

(文書番号一九)

乍恐差上申口上之覚

一毎夜黒崎近辺江鰯釣ニ罷出申候処、先月廿七

日夜ろ右之場所ニ而碇をたらし居申候処江、

江尻之獵師參私共江申候者、其辺江碇入候事

為致間敷と申候得共、申分ニ仕候得者口論取

合ニ相成獵も成不申候ゆへ、乍不肖隨分了簡

仕、二三日外々ニ而釣仕見候得共、右之所者

魚多ク集リ候場所ニ付、外々ニ而獵無御座候

故、又々晦日夜右之場所江江尻ろ先ニ参碇入
レ候処、江尻獵師跡ろ参、又々此間之通碇上申候様申、其上之惡口ニ者其方共ひだり腹ニ
而者跡碇者上ヶ申間敷候間、此方ろ上ヶ遣シ
可申と大勢船を寄、碇上ヶ懸り候ニ付、互ニ
渡世之事是迄度々了簡仕候上ニ而、最早了簡獵師町組頭
五人印

右獵師共申上候通ニ御座候、以上

名主

木村理兵衛

町御奉行所様

(中略)

乍恐奉願上候口上之覚

一先達而以書附御願申上候得共、猶又乍恐再御
願申上候、四月晦日夜江尻獵師當町獵師沖合
ニ付、此方も不得止事如何致哉と互ニ取合突
倒申候、此方ニも獵を不為致候上者、其方ニ
も獵させ申間敷と申、喧嘩ニ相成申候、此方
獵船五艘いためられ、其上鰯釣道具篝なども

多分ニ捨られちぎ海中江捨られ候、江尻人数

凡七拾人程、此方人数六拾五人ニ而御座候、
彼是と互ニ打交リ入乱、擲合双方江別レ、四ツ過罷帰申候而、早速組頭衆中江相届申候、
右ニ付魚漁道具打捨られ、当町獵師共獵相成

不申相止居申候、右江尻村網と申者四ツ張網

と申古來ろ右村ニ無御座網を企、大篝焚、獵

場外獵之大キ成障ニ而御座候、右四ツ張網相

止不申候得者、御当地大勢之獵師次第渴命

仕候、以御慈悲古來ろ無御座網之義ニ而御

座候間、急度御差止被為遊被下候様、乍恐被

為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

故、無是非相止罷在候

一前文奉申上候通、拾人之者蒙 御咎罷在候
ニ付、町内ろ番等被為仰付、当分ニ惣獵師

漁獵ニ出不申困窮之上、右蒙 御咎候者別而

長々難義至極仕罷在候、右之者共惣獵師ろ是

迄者色々才覚仕飯米等貢半候得共、右奉申上
候通、近年いなだ漬不仕候上、去年來ろ江尻
之四ツ張網ニさかへられ別而不獵ニ罷成、惣

子五月

獵師町網音頭

七人(銘々印)

市郎右衛門印

獵師一統渴命仕候様ニ相成困窮至極仕候、先年委奉申上候通、江尻獵師之義者耕作之余業ニ中興る沖合漁獵奉候、宮津獵師者古来る獵師一色ニ而数年来渡世仕、余業曾而不奉存候者共ニ御座候間、何卒取続渡世仕候様、以御慈悲幾重ニも御憐愍之御裁許奉願上候、以上

獵師町網音頭

理右衛門(印)

甚兵衛(印)

利右衛門(印)

五郎兵衛(印)

三十郎(印)

与十郎(印)

勘左衛門(印)

杉末町組頭

市郎右衛門

獵師町組頭

七左衛門

〔端裏付弘化二年田井〕

奉指上御受書

去寅年以来田井村地先皿ヶ渕と申漁場ニ而先網引之義ニ付、積年争論有之難渋之段町漁師共ニ相糾候所、双方共證拠證跡と申義無之、何れ茂申伝而已之義申立候斗リニ付、田井村之義者地

右網音頭共奉申上候通、近年鱗漬相止罷在候上不猶打続、殊ニ江尻獵師四ツ張網相企獵場差支ニ罷成、当町獵師共段々困窮相重り及飢渴候様ニ相成、何共歎ケ敷義ニ奉存候、此度獵師共鹿

惣之段者於私ニ茂奉恐入候得共、往古る余業不仕、魚獵一色ニ而大勢之者共渡世送り來候獵師共ニ御座候間、以御慈悲御憐愍之御裁許奉願上候、以上

名主 木村理兵衛

町御役所様

安永九〈庚子〉年六月

筆耕 セトヤ与兵衛

【史料2】
「奉指上御受書(田井村地先皿ヶ渕における先網相論に付)」

(史料番号一〇)
〔端裏付弘化二年田井〕

取曖置候処、町漁師共者漸々納得之場ニおよび候得共、田井村の方者先網引之義者古来より仕事に之旨を以不納得之段申立、未夕為取替等之場合ニ不至之処、当三月七日右漁場へ町漁師共ハ参り合候ニ付、先網引之義町漁師共ニ及掛合候逆口論ニ相成其併引取、町漁師共一同翌八日漁祈祷と申成休息寄合を付、先網引勝可參旨相談之上、翌九日夕方同一同右皿ヶ渕江罷越、田井村之漁師共と大人数ニ而不法ニ打擲いたし、船具漁具等迄打破、其上田井村与兵衛・市郎右衛門両人江者別而余程之疵を負セ、市郎右衛門義者老人之事故、其砌者助命も無覺束程之義ニ相聞候得共、其後追々快方ニ相成候趣二者候得共、右様之義ニおよひ候程田井村ニ不正之訛合有之候ハ、其段可申出候所、無其儀不法之取斗いたし、其上右喧咤一件ニ付町漁師共追々呼出相糾候節、何レも偽り而已申立、不恐 上を始末重々不届之至、且又前書田井村漁場論所之義、町漁師共先達テ相糾候節、廿四五ヶ年以前より先網引之義度々争論等有之、強而相争ひ候ハ、喧咤等ニも相成候而ハ奉恐入候事故、町漁師共何れ茂差扣ヘ、空敷不省いたし罷在候得共、右様不省いたし居候而ハ町漁師共追々漁場相狭り、難立行候旨を以出訴いたし有之候得者、願中之事故、別而相慎可罷在候所、無其儀此度之及始末ニ候義、兼々申口と者甚不相当ニ相聞被成、信用旁以町漁師共不埒之義ニ候、論

丹後郷土資料館調査だより

所皿ヶ渕者勿論其外田井村地先之漁場、一旦大庄屋名主共右為取曖置候処、下濟落着不致候内右様之次第重々不埒之至二候得共、格別之以御憐愍、以来田井村之方江先網為引、町漁師之方者田井村ニ而網不出候節者勝手ニ為引、双方落合候節ハ田井村ニ而先網為引後、後網者順番と為引候様申付、若又以後右場所ニ而先網後網之義ニ付、爭論喧嘩其外不法之義等於有之ハ、急度其場所漁差留申付候間、其旨相心得、双方右受書指出可申候

右之通被仰渡奉恐入畏候、已來急度相守喧嘩口論者勿論、聊言分ケ間敷義仕間敷候、依之御受書奉指上候、以上

弘化二巳年十一月 猿師町網持惣代

『上組 山田屋』 吉兵衛	同 治兵衛	甚三郎
『中組 角屋』 茮次	同 与平次	同 嘉右衛門
『下組 京屋』 茮右衛門	同	
同町漁師惣代		

七三郎

右之者共御受書奉指上候通相達無御座候、以上

名主 山本忠右衛門

町御役所様

安政六未年九月 皆原村百姓代 嘉七(印)

同 村組頭 忠治(印)

同 村庄屋 三宅金吾(印)

高坂吉兵衛様

松井良右衛門様

〔史料3〕

〔乍恐奉願上口上覚(皆原村支配須津峠上り口)二軒茶屋前浜に波除築出願〕 (史料番号四)

〔須津峠上り口二軒茶屋前浜手浪除願 皆原村(御山方)役人共〕

田井屋弥四郎有之候得共

当分已後病死ニ付不書

同町網音頭

『鰯屋』 佐助

『元網屋』

同 勘次

乍恐奉願上工場覚

当村支配須津峠上り口二軒茶屋前浜手往還筋石垣、大荒之節高浪打懸ケ道筋追々欠崩れ、二軒

『本紙二八赤文ハ 不書、為後日記置』

『小網屋』

『東本屋』 同 治右衛門

『辻屋』 同 勘左衛門

『一律屋』 同 勘左衛門

『網音頭同壱人』 京屋与十郎ハ病氣故不書

『同町組頭』

『同 治兵衛』

『甚三郎』

『同 与平次』

『同 嘉右衛門』

『茶屋者勿論冬春往来之者共甚難渋仕候、且又須津峠御材木出シ場ニ御座候処、御作事江右御用木御廻シ之節、浜辺江持廻ニ相成手数等も相懸り候ニ付、旁以右磯辺江別紙絵図面之通、壱間半ニ長八間之波除ケ築出候得者、追々寄洲も出来仕、二軒茶屋前往還筋石垣江高浪打懸候而も持堪も宜敷相成、其上御材木御積取之節御都合も宜敷可相成哉と奉存候間、右波除ケ築出し仕度奉存候間、恐多御願ニ御座候得共、何卒格別之以御憐愍、此段御許容被成下置候様奉願上候、則別紙絵図面奉入御窺候間、乍恐右願之通被為仰付被下置候ハ、二軒茶屋始一同難有仕合奉存候、以上

安政六未年九月 皆原村百姓代 嘉七(印)

同 村組頭 忠治(印)

同 村庄屋 三宅金吾(印)

高坂吉兵衛様

松井良右衛門様

〔史料3〕

〔乍恐奉願上口上覚(皆原村支配須津峠上り口)二軒茶屋前浜に波除築出願〕 (史料番号四)

〔須津峠上り口二軒茶屋前浜手浪除願 皆原村(御山方)役人共〕

田井屋弥四郎有之候得共

当分已後病死ニ付不書

同町網音頭

『鰯屋』 佐助

『元網屋』

同 勘次

乍恐奉願上工場覚

当村支配須津峠上り口二軒茶屋前浜手往還筋石垣、大荒之節高浪打懸ケ道筋追々欠崩れ、二軒